

令和 7 年（2025 年）10 月 17 日（金）



広島県広島市

面積：906.69 km²

予算：7,229 億円

市章

人口：1,174,606 人 世帯数：568,931 世帯 (R7 年 9 月 1 日現在)

8 つの区からなる広島市は、東京 23 区の面積の 1.45 倍（23 区は 626.7 km²）、人口は杉並区の 2 倍である。1945 年 8 月 6 日に原子爆弾を落とされ、時が止まったままの原爆ドームが保存されており、戦争を知り、考えるために訪れる観光客は後を絶たない。市の木はクスノキ。原爆から生き残ったクスノキがいち早くよみがえり、市民に生きる希望と復興への力を与えてくれたことから指定されたという。市の花はキヨウチクトウ。原爆により 75 年間草木も生えないといわれた焦土にいち早く咲いた花で、市民に復興への希望と力を与えてくれたことから指定されている。どちらも 1973 年 11 月 3 日制定。



広島市は、多くの郡や村の合併と編入を繰り返し、1980 年に政令指定都市となつた。温暖で降水量の少ない瀬戸内気候の地域であり、米や柑橘類の生産が盛んである。また、ミネラル豊富な瀬戸内の海水が育む牡蠣の産地であり、全国の生産量の約 6 割を占めている。広島といえばお好み焼きといわれる。大正時代に関西で誕生した「一銭洋食」がルーツとされ、戦後の物資不足の時代、一銭洋食にキャベツやもやし、焼きそばなどを入れ、腹持ちを良くしたのがはじまりとされている。

《視察内容》

■日時 10月17日（金）9:30～11:30

■基本情報

アフターケアひかり 広島県広島市東区光町1丁目9番19号

児童養護施設等への入所措置等を受けていた者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐための相談支援等を行っている。

運営主体：社会福祉法人 広島修道院

戦後から乳児院、児童福祉施設の運営を行い、広島県内の児童福祉を担ってきた。現在は、児童養護施設・乳児院・保育所・児童家庭支援センター・社会的養護自立支援拠点事業・広島県里親支援センター・短期養育・夜間養育を運営している。

広島市児童相談所 広島県広島市東区光町2丁目15番55号

1980年より、政令指定都市である広島市に児童相談所を設置。2022年2月に新庁舎が完成し、現在はこども療育、発達障害者支援、心身障害者福祉、青少年総合相談など、他機関と同じ建物内で事業を行なっている。



■視察の目的

杉並区は現在、2026年11月の杉並区立児童相談所開設に向け、職員体制や支援の方法について日々協議を行いながら準備を進めている。立ち上げたばかりの児童養護施設退所者等応援基金を利用した、自立支援の拠点づくりや支援メニューの拡充に向けては、先行事例を参考にしたい。また、里親支援事業について、フォースターリング業務を委託し「ともさぽ」がスタートしているが、里親となる人や特別養子縁組へと繋がる人は極めて少なく、職員の人員配置や事業の進め方についても先行自治体の事例を参考とする必要があるため、今回の視察を行なうこととなった。

■視察の内容

—————<社会的養護自立支援拠点事業>—————

◇設置の目的と事業の概要

社会的養護等経験者等（虐待経験がありながらも公的な支援につながらなかった人も含む）の孤立を防ぐため、交流の場・支援等の情報提供・相談や助言・支援に必要な関係機関との連絡調整などを行う。また、帰住先を失っている場合には一時的に滞在しながら居住支援や生活支援も行うことで、命を守り将来的な自立に結びつける。

広島市の児童養護施設等状況（2025年4月1日時点）

	児童養護施設	里親	自立援助ホーム	その他	計
施設数等	6	47	4	7	64
措置児童数	162	55	8	68	293
定員	280	188	21	125	614

※措置児童 293名のうち、29名が高校3年生

※「その他」は、児童自立支援施設、ファミリーホーム、母子生活支援施設



◇施設の概要

施設設備

事務室（約 30 m²）交流スペース（約 23 m²）借上げたステップハウス（約 26 m²）

開所時間（祝日も下記の曜日通りに開所している）

火曜～金曜：9 時～17 時　　土曜：9 時～18 時　　日曜：12 時～18 時

運営状況

2014 年度（平成 26 年度）から退所児童等アフターケア事業として委託を開始。

2024 年度（令和 6 年度）からは社会的養護自立支援拠点事業となり、人員を増員したり相談時間を増やすなどを行い、今年度の予算は 2609 万 4200 円となっている。

◇実施体制

人員配置

- ・支援コーディネーター　常勤 1 名　（社会福祉士または精神保健福祉士の有資格）
- ・生活相談支援員　　常勤 1 名　（児童指導員の有資格）
- ・就労相談支援員　　非常勤 2 名
- ・公認心理師　　非常勤 1 名

業務内容

（1） 支援計画の策定

拠点利用者のうち、精神障害などが認定されており作業所等で別途支援計画が作成されている人は除き、生活や就労に困難を抱えていて継続的な支援が必要であると判断した人の支援計画を、支援コーディネーターが策定する。

（2） 生活相談支援・就労相談支援

居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題を、電話・メール・SNS・通所など利用者にとって都合の良い方法で相談を受けるとともに、必要に応じて訪問も行う。支援につなぐため他機関とも連携を図る。

(3) 相互交流の場の提供

情報交換や自助グループ活動の場を提供している。借上げの居住スペースで手作りの食事会を開催したり、花見、ハイキング、初詣、釣りなどイベント的な要素も取り入れ、社会的な孤立を防ぐ。

(4) 心理療法連携支援

メンタルケアなど医療的な支援を必要とする利用者が、適切な医療を受けられるよう、公認心理師が必要に応じて医療機関等との連絡調整や同行支援等を行う。

(5) 法律相談支援

利用者が金銭トラブルや契約トラブルなどを抱えている場合、必要に応じて、嘱託契約している司法書士が法律相談を行う。

(6) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

利用者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、居場所の確保・食事の提供・衣服などの日用品の支給または貸与等、日常生活の支援を行う。また、生活や就労に関する相談も適宜行う。

◇利用状況

・出身施設種別延べ利用者数（月ごとの実人数の合計）

区分	児童養護施設	里親	自立援助ホーム	その他	計
2024	120	17	6	41	184
2023	136	41	16	38	231
2022	157	33	9	19	218

※児童養護施設出身者のうち、広島修道院が運営する施設出身者が8割を超える。

- ・居場所機能としては、1日2人くらいが常時利用している。長期休暇の時期（夏・冬・5月など）には人数が増える。
- ・利用者は10代後半～30代後半が多い。
- ・相談内容は、行政の手続きに関する相談・支援、自力で移動できない（市をまたいで大きな荷物を運びたいなど）場合の支援、食料や生活必需品の支援などが多い。
- ・様々な施設と連携して情報共有し、支援につながりにくい若者の把握をしている。

- ・退所直後には貯金してきた児童手当などがあるため金銭的な相談は少ない。しかし、数か月から数年経過すると、貯めていたお金が底をついてしまったり、仕事に行けなくなったりなど困窮する場合も多く、サポートの仕方が変わってくる。
- ・大学を辞めた、仕事が続かないなど、長期的なサポートが必要なケースも多い。

◇市として課題としているところ

① 利用者の偏り

市の委託事業だが、利用者の半数以上が委託事業者である広島修道院の施設出身者であり、他の法人が運営する施設の出身者に情報の周知や利用促進を図りたい。

② 利用者に関する情報の共有

深刻なトラブルを抱えて来所する利用者もいるが、広島修道院以外の施設出身の場合情報が得にくく、支援が長期化してしまう場合がある。そのため、市の事業であることを踏まえ、改めて各事業所と児童相談所との連携を強化し、個人情報の取り扱いルールの適正化が急がれる。

→ 利用対象者が児童養護施設等にいるときから関係構築を図れるきっかけが必要

例) SST いっぽ…Social Skill Training としてビジネスマナーや悪徳商法被害防止セミナーなど、社会に出る前に知っておいてほしいことや役立つことを中心とした講習会を開催している

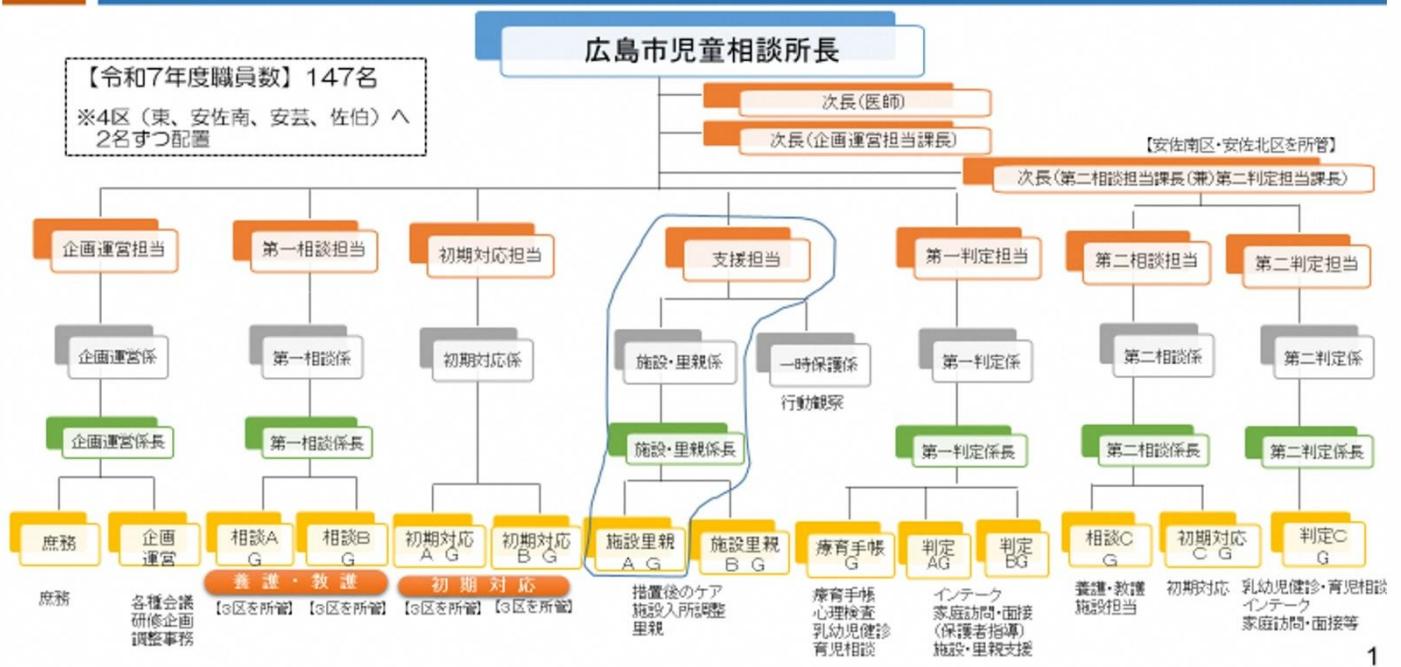
＜里親支援事業＞

◇児童相談体制の現状

広島市児童相談所のある東区は、ちょうど杉並区と同じくらいの面積であり、東区を拠点に他の7つの区をまたいでかなり広範囲を管轄する形で児童相談体制が敷かれている。現在は試行的に4区の区役所に児童福祉司を2名ずつ配置し、地域とのつながりや早期の対応につながる取り組みを模索している。また、国による配置基準が定まる前に施設整備を進めたため、基準に定められた人員配置を行った結果、事務所に職員が入りきらなくなり、現在は2つの区を所管する第二相談・判定係が別館で業務を行っている。

職員同士が話しやすい環境を大事に、執務室はフリーアドレスを採用し、案件ごとに動き回りながら職務に当たることが可能となっている。一時保護施設では警察との連携が図られ、子どもたちの安全が守られている。

広島市児童相談所組織図案(令和7年度)



◇里親制度について

社会的養護は、乳児院・児童養護施設などの施設養護と、里親・ファミリーホームによる家庭養護により行っている。児童福祉法には子どもの家庭養護優先原則が明記されており、広島市でも里親の推進を図っている。

養育里親	子どもを一定期間(実親が養育可能となるまで等)養育する里親。 法的な親子関係はない。
専門里親	専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親。
養子縁組里親	特別養子縁組を結ぶことを前提に、子どもを養育する里親。
親族里親	三親等以内の親族(祖父母、兄弟姉妹)が子どもを養育する里親。

◇里親委託の現状

広島市で要保護児童とされた児童のうち、毎年約20%が里親又はファミリーホームで養育されており、それ以外の子は乳児院または児童養護施設で過ごしている。

里親が一度に養育できる児童の人数は1～4人であるのに対し、ファミリーホームでは5～6人の養育が求められる。そのため、以下のような条件が課されている。

- (1) 養育里親として2年以上、同時に2人以上の措置児童の養育の経験がある
- (2) 養育里親として5年以上登録し、通算5人以上の措置児童の養育経験がある
- (3) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で児童の養育に3年以上従事したことがある
- (4) 都道府県知事が(1)～(3)と同等以上の能力があると認めた場合

広島市内の登録里親数の推移

	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
養育里親	92世帯	100世帯	115世帯	107世帯	104世帯
うち専門里親の人数	8人	8人	7人	7人	6人
養子縁組里親	24世帯	32世帯	49世帯	47世帯	54世帯
養育里親との重複登録数	16世帯	22世帯	35世帯	31世帯	36世帯
親族里親	2世帯	3世帯	4世帯	4世帯	6世帯
里親計	102世帯	113世帯	133世帯	127世帯	128世帯

今年の4月1日現在、杉並区内にある杉並区・三鷹市・武蔵野市を管轄する都立児童相談所では、養育里親の登録が全体で52世帯、杉並区在住は29世帯ある。その29世帯の中で、16人の児童が里親委託されている（子どもは杉並区内の子とは限らない）。また、29世帯のうち15世帯が養子縁組里親として重複登録している。親族里親の委託はない。

広島市児相のある東区の面積と杉並区の面積は大体同じくらいであり、上記の杉並区の情報を踏まえると、広島市児相がかなりの広範囲を対象としていることが改めてよくわかる。各地域の実情に沿って民間と連携していくことで、子どもの命と尊厳が守られている。

◇広島市の里親支援体制

職員配置

- ・里親担当の正規職員 : 4名 (乳児院など施設担当も兼任)
- ・里親担当の非正規職員 : 2名 (乳児院など施設に関する業務も兼任)
- ・社会福祉法人広島修道院：里親支援業務の委託請負

連携体制

市内で乳児院や児童養護施設を運営してきた広島修道院に対し、広島市が国庫補助（児童虐待防止対策総合支援事業補助金）を活用して2021年から委託している。

- 委託内容
 - ・里親に関する広報・リクルートの一部
 - ・里親への研修（新規・スキルアップ）
 - ・里親の訪問支援の一部（児童相談所と分担している）
- 支援体制
 - ・児童相談所と広島修道院が協働して家庭訪問や相談受付を実施
 - ・家庭訪問の頻度は国のガイドライン通り
(委託後2か月は2週間に1回、その後は1か月に1回のペース)
 - ・里親は市児相にも広島修道院にもいつでも相談できる。広島修道院ではLINEを活用し、夜間でも受付可能としている
- 緊急対応
 - ・開庁日には、市児相の里親担当か広島修道院が対応
 - ・夜間、休日は、児童相談所が当番職員を配置しており、虐待対応を行う職員が里親に対しても緊急対応を行う

◇業務委託の内容

[新規里親研修]

- ・新しく里親登録を希望する人が必ず受講する法定研修（基礎1日、登録前3日）
- ・基礎研修は年6回開催し、里親登録を検討している段階の方も含めて受講可能
- ・登録前研修ではグループワークを取り入れ、養育のイメージを持ち、また各家庭の発言からアセスメントにつなげられるよう丁寧に行っている

[スキルアップ研修]

- ・委託前・委託後の里親に、それぞれ対象やテーマを絞って行う研修
- ・2025年度は8回実施予定
- ・テーマ例：ライフストーリーワーク、子育て講座、虐待防止、愛着形成など
- ・実施時には託児も行っている

[里親サロン]

- ・里親同士の交流のためのサロンを年10回ほど開催
- ・養子縁組、乳児、思春期、地区別等、地域や年代で相互交流が活発になるよう工夫している
- ・年2回、里親のレスパイトも兼ねて里子・養子の交流会も実施

☆委託や連携をして業務を行うメリット☆

- ➡児童相談所で行う里親支援業務を、人的・量的に補完できる
- ➡委託事業者は「措置機関」ではないので、里親が相談しやすさを感じる
- ➡広島修道院が乳児院や児童養護施設を運営しているため、施設入所から里親委託への移行、里子の預かり、里親研修における実習の受け入れなどが円滑

◇里親会

- ・広島市児童相談所の開所当初から、里親当事者と児童相談所が協力して立ち上げ
- ・現在も児童相談所が運営をフォローしながら、交流や相互支援を行っている
- ・里親会主催のイベントに、児相職員も参加している

◇子どもの意見表明

- ・里親委託やその解除を行う際には、必ず児童本人から思いや考え方を聞く
- ・里親委託後に意見聴取を行う際には、里親とは別に話を聞く必要もあるため、担当者が学校を訪問するなどしている
- ・年一回は必ず行うが、個別の状況に応じて頻回になることもある

◇特別養子縁組

特別養子縁組成立までの流れ（新生児の場合）

- ① 児童の養育を希望しない妊婦からの相談
- ② 児童出生後、親権者から特別養子縁組の同意を取得
- ③ 児童を乳児院に一時保護
- ④ 委託予定の里親を決定
- ⑤ 乳児院での育児指導を経て、養子縁組里親として児童を委託
- ⑥ 6か月の試験養育期間を終えたのち、里親が家庭裁判所に特別養子適格の確認と特別養子縁組成立の申し立てを行う
- ⑦ 特別養子縁組の成立 → 里親委託解除

成立件数

広島市が養子縁組里親に委託し、特別養子縁組が成立した件数について、ここ5年は1年間で2~3件が成立する形で推移している。ほぼ0歳児で成立している。

推進の取組

- ・地域のケースワーカーが情報を察知して妊婦等からの相談を受ける際には、必ず里親担当も同席して詳細に制度等について説明を行い、養子縁組里親への委託を進める際には、十分な理解と同意を得ている状態にする。
- ・乳児院と連携し、委託を受ける里親が育児指導を十分受けられるようにしている。
- ・早期に里親委託を進めることができが可能な場合には、里親による名付けや、産院からの退院と同時に引き取りができるようにしている。

課題

- ・6か月の試験養育期間中に親権者の意向が変わったり、親権者の所在が不明となって特別養子縁組の成立が大きく遅れることがある。
- ・流れの⑥にある家庭裁判所への申し立てについて、現状は両方とも里親に行ってもらっているが、適格の申し立ては早期に児童相談所の方で行えないか検討している。

◇里親支援の課題と対応

- ・児童相談所の職員は短期間での人事異動があるため、職員の専門性の向上や里親との長期的な関係構築が難しい。
 - ・里親支援業務の一部を委託することで支援の質は向上したが、委託内容が限定的であり、里親委託率の向上に結び付いていない。
- そこで広島市では、**里親支援センター**の設置を検討している。センター設置により、専門性を持った職員が長期にわたって里親支援が可能になる。また、拠点施設ができることで里親制度が浸透し、委託率の向上が期待される。

※里親支援センターとは、2024年度から新たに創設された児童福祉施設。里親のリクルートから自立後の支援まで、一貫した体制で里親支援を行うとされる。



杉並区では現在、児童相談所の業務にあたることが予定されている職員の中で、児相の組織としてのスローガンを模索中である。広島市児相にはチーム力向上のための目標があるのか確認したところ、明確に文言として決めたものはないが、「職員同士が話しやすい環境づくり」について、所内で皆が心がけているとの話があった。

また、児童相談体制については、こども未来局全体で取り組んでおり、地域に暮らす人が行く先々で小さなことでも相談しやすいようにし、各分野が連携を図ってすぐに提案や支援ができるようになっているとのことである。

■所感

広島市は昨年、教育委員会で扱っていた幼児教育・保育・青少年健全育成に関する業務を、こども未来局に移管する組織改編を行っていました。そして今年の3月に、「子ども・子育て支援事業計画」の第3期として「広島市こども・若者計画」を策定したばかりです。子育ての喜びを実感できるような支援をしたい、なかなか表面化してこないヤングケアラーや子どもの貧困・虐待・家庭内の困難を早期に発見したい、困難の連鎖を防ぐため年齢によって途切れてしまわない支援が必要だ、そうした思いが詳細に記された計画から伝わってきます。

市としての児童相談所の運営は1980年から行っているわけですが、国の制度変更もあり、取り組むべき課題が積み増されてきている様子が伺えます。核家族化や地域の人間関係の希薄化、コロナ禍など、より家庭内が外側からは見えにくくなってきた社会情勢の中で、対応すべき事象も複雑化しています。庁内の連携や組織体制の再編が、人の命と尊厳を守ることに直接結びついていく現場の様子を見させていただけたことは、大変貴重な機会でした。

社会的養護出身者の困難は、当たり前に自分の親からサポートを受けていた人にはわからないな、と思います。大学に進学した、就職した、仕事を辞めた、そんな一人の人のライフステージの中で、いらないと言ってもお米や野菜を送ってくるような、定期的に何かと理由をつけて連絡を取り合うような、そんな親の存在がないということを想像することはできても、実感することは困難です。

こうした親のような役割は、自立支援拠点事業だけが担うわけではなく、今連携している社会的養護のネットワークの中で、仕組みを通して支えていくことが必要です。こうした中で、自分だけを見てくれる存在と子ども時代を過ごせる里親の大変さに改めて気付かせていただきました。18歳で途切れないと関係ができる特別養子縁組の重要性も感じます。里親となるには厳しい条件もありますが、杉並区でも手を挙げる人が増えるよう、委託しているフォースタッキング業務の状況を見守りたいと思います。